

一火災から尊い人命や財産を守るために一 消防用設備等の 「点検業務立会制度」

- 建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは平常時に使用することが無いため、いざ火災が発生した時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。
 - 消防法では、防火対象物の関係者に対し、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することを義務付けています。
 - 点検にあたって防火対象物関係者は、点検実施者に任せきりにせず、必ず点検実施等に立ち会って、適正な点検が行われているか否かを確認することが重要です。
 - 一般社団法人宮城県消防設備協会では、この消防用設備等の点検時、防火対象物関係者から点検立会いの申込みがあれば、当協会の職員を点検現場に派遣し、点検作業の実施状況を建物関係者と一緒に確認する点検立会制度を平成27年7月から行います。
- なお、この制度は「**無料**」です。是非ご利用ください。

点検業務立会いの流れ

点検業務立会いの申し込み

① 立会い申込み



点検業務の立会い

② 点検作業の立会い



点検業務等の立会い結果報告

③ 消防用設備等点検 立会い確認結果通知書



全国統一のラベル



一般社団法人

宮城県消防設備協会

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目5番22号 (宮城県管工事会館2階)

電話：022-223-3650

宮城県消防設備協会